

## 第2編 平素からの備え等予防に関する計画

### 第1章 市における組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各課等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各課等における平素の業務

市の各課等は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。この場合において、市地域防災計画に定める災害対策本部の班を基本とし、相互に連携・協力する。

#### 【市の各課等における平素の主な業務】

課等名	平素の主な業務
(総務班) 行政課・財務課・政策推進課・情報政策課・税務課・収納課・議会事務局・選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 避難施設の指定等への協力に関する事。</li> <li>4 被災状況の収集・整理・報告体制の整備に関する事。</li> <li>5 非常通信体制の整備に関する事。</li> <li>6 特殊標章等の交付等に関する事。</li> <li>7 データ通信網の機能確保に関する事。</li> <li>8 住民等に対する情報の伝達体制の整備に関する事。</li> <li>9 被災家屋等の調査体制の整備に関する事。</li> </ol>
(福祉班) 福祉課・高齢介護課・健康づくり課・国体推進室・会計課・監査委員事務局・農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事。</li> <li>2 安否情報の収集・整理・提供体制の整備に関する事。</li> <li>3 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。</li> <li>4 医療、医薬品等の調達・供給体制の整備に関する事。</li> </ol>
(市民班) 市民窓口課・生涯学習課・環境課・生活関連施設建設室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品等の調達・供給体制の整備に関する事。</li> <li>2 避難のための運送事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>3 廃棄物の処理体制の整備に関する事。</li> </ol>
(経済班) 地域経営課・商工観光課・農林課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被災状況調査・対策に係る体制整備に関する事。</li> <li>2 農林水産業関係の被災状況調査・対策に係る体制整備に関する事。</li> <li>3 ボランティアの支援・調整体制の整備に関する事。</li> </ol>
(建設班) 土木課・都市計画課・建築課・下水道課・五十嵐川・刈谷田川改修対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川等の管理に関する事。</li> <li>2 下水道施設の被災状況調査・応急復旧体制の整備に関する事。</li> </ol>

(教 育 班) 教育総務課・子育て支援課・学校教育課	1 児童生徒の安全教育に関すること。 2 市立学校、教育施設の管理に関すること。 3 食料の調達・供給体制の整備に関すること。
(水 道 班) 業務課・工務課	1 水道施設の被災状況調査・応急復旧体制の整備に関すること。 2 飲料水の確保に係る体制整備に関すること。
(消 防 班) 消防本部・消防署	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。 2 住民等の避難誘導體制の整備に関すること。

## 2 市職員の参集基準等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備するとともに、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、対応体制及びその参集基準等について、市地域防災計画で定める非常配備基準に準じ、次のとおり定める。

なお、武力攻撃事態等が認定された場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直と消防機関との連携を図るなど、速やかに国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、常時携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### 【職員参集基準】

体 制		参 集 基 準
① 第1次配備	警戒体制	国民保護担当職員が参集
② 第2次配備	緊急事態警戒本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ定める。
③ 第3次配備	市国民保護対策本部体制	すべての市職員が市役所庁舎又は出先機関等に参集

### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の認定	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全課等での対応が必要な場合		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全課等での対応が必要な場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※ ①又は②の体制を整えるかどうかの判断は、国民保護担当の総務部長が行うものとする。

### 3 代替職員、交代要員等

市の幹部職員又は国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、三条市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）における本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、市地域防災計画に定める三条市災害対策本部に準ずるものとする。

あわせて、市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 4 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実、活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実、活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 5 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

※表中「法」は、国民保護法を指す。

救済に係る手続		担当課等
損失補償 (法第159条第1項)	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)	建設部 消防本部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・第3項、第115条第1項、第123条第1項)	福祉保健部 消防本部
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)		該当課等
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)		該当課等

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、三条市文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 他の市町村との連携

#### (1) 他の市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### 5 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

**6 地域コミュニティによる共助意識の醸成**

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市は、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、地域単位での避難の実施及び地域での的確な情報伝達等を念頭に、住民等の取るべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

## 第3章 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

なお、非常通信体制の確保に当たっては、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設設備面】

- 非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関係機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

#### 【運用面】

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、非常電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了時には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政



無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 住民等に情報を提供するに当たっては、同報系防災行政無線、電子メール配信サービス、自治会内の連絡網、広報車等を活用するとともに、災害時要援護者その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

## 第4章 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の伝達及び通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報の伝達等に必要な準備

#### (1) 警報の伝達・通知体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

また、市長が警報の内容を通知すべき「その他の関係機関」は、資料編に掲げるとおりとする。

#### (2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて管区海上保安本部との協力体制を構築する。

#### (3) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

【様式第2号】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第3号】

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 三 条 市 担当者名：

① 氏名	② フリ ガナ	③ 出生 の年 月日	④ 男女の 別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦その他 個人を識 別するた めの情報	⑧ 負 傷(疾 病)の 該当	⑨ 負 傷又 は疾 病の 状況	⑩現在の 居所	⑪連絡先 その他必 要情報	⑫親族・ 同居者へ の回答の 希望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・ 同居者・ 知人以外 の者への 回答又は 公表の同 意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4（横長）とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意についての特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告は、次の様式により行う。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

三 条 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5章 研修及び訓練

市は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて職員の国民保護措置の実施に必要な知識の習得を図るとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修の実施

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理の知見を有する職員を育成するため、国及び県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練の実施

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。



- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、民生委員、自主防災組織、自治会等の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自主防災組織、自治会等と連携し、住民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民等の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第6章 避難・救援体制の整備

避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・住宅地図
- ・区域内の人口分布（男女別）、世帯数
- ・区域内の道路網のリスト
- ・輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（国、県、他市町村、民間事業者等）の連絡先等及び協定先のリスト
- ・民生委員、自主防災組織、自治会の連絡先等のリスト
- ・消防機関の連絡先及び装備資機材のリスト
- ・災害時要援護者のリスト

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するよう努めるものとする。

#### (4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、その対応を確認するよう努めるものとする。

### 2 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援

を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

## (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して関係機関との連携体制を確保する。

### 【市対策本部において集約すべき基礎的資料】

- 避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、公共的施設等のリスト
- ・ 関係医療機関のリスト

## 3 避難施設の指定

### (1) 避難施設の指定への協力等

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

### 【避難施設について把握しておくべき標準的項目】

- ・ 施設の名称
  - ・ 施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）
  - ・ 管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）
  - ・ 施設の面積、構造
  - ・ 施設の保有設備（トイレ、給食設備、浴室・シャワー等）
- ほか

### (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

県が避難施設を指定する際は、次のことに留意することとされている。

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮される。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮される。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意されるとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮される。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は、指定しないよう配慮される。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮される。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮される。

### (3) 避難施設の指定手続

県が避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認することとされている。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知することとされている。

### (4) 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出ることとされている。

## 4 輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 【共有すべき輸送力に関する情報】

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>・保有車両等（鉄道、観光・路線バス、船舶、飛行機、ヘリ等）の数、定員</li><li>・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法            など</li></ul></li><li>○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）</li><li>・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）</li></ul></li></ul>
--

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 特に注意を要する施設の避難計画

### (1) 災害時要援護者が多数利用・所在する施設の避難計画

市は、学校、保育所、病院、社会福祉施設の管理者が、自力避難の困難な災害時要援護者

等の避難誘導方法、近隣住民等の協力体制、集団的に避難する場合の避難場所の確保、保護者等への安否の連絡及び引渡し方法等に配慮した避難計画の策定に努めるよう啓発する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

市は、高層建築物、百貨店等大規模小売店、興業場、ホテル、旅館その他の施設の設置者及び管理者が、施設外の状況の利用者への的確な伝達、利用者の施設外への安全な避難誘導等に配慮した避難計画の策定に努めるよう啓発する。

## 6 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領のパターン作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

(2) 避難実施要領のパターン作成上の留意点

市は、避難実施要領のパターン作成に当たっては、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに災害時要援護者の避難方法等について配慮するものとする。

## 第7章 医療救護体制の整備

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護（助産を含む。）を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

### 1 医療救護体制の確立

#### (1) 医療救護体制整備への協力

市は、武力攻撃災害から住民等の生命及び健康を保護するため、県、医療機関及び医療関係団体と連携の上、医療救護体制の整備を行う。

#### (2) 救護本部の設置

市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、救護本部を設置するものとする。

#### (3) 救護所の設置準備

##### ア 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

##### イ 救護所設置予定施設の指定

救護所設置予定施設は、市地域防災計画に定める災害対策支部（第1次避難所）とする。また、状況により他の避難所に設置する。

##### ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

#### (4) 救護センターの設置

武力攻撃災害が発生した場合、県は、三条保健所の施設に救護センターを設置することとされている。

### 2 医療資器材の確保

市は、武力攻撃災害時における傷病者の応急手当のため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実に努めるものとする。

また、市は、武力攻撃災害時における輸血用血液、医療機器及び衛生材料等の不足に対応するため、取扱事業所と供給協力体制を定め、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保に努めるものとする。

## 第8章 災害時要援護者の支援体制の充実

災害時要援護者は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、市は、県、関係機関・団体及び社会福祉施設等と連携の上、地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における災害時要援護者の安全確保を図る。

### 1 災害時要援護者への配慮

#### (1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、市は、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

#### (2) 公共施設の安全性向上

市は、武力攻撃災害時における障がい者、高齢者等の安全な行動を確保するため、公共施設等の段差解消等に努めるものとする。

#### (3) 情報伝達・避難誘導

市は、災害時要援護者への情報伝達及び避難誘導について、自然災害時への対応として作成した三条市災害対応マニュアルに定める災害時要援護者への支援に準じて、自治会、自主防災組織、民生委員等の地域住民及び介護保険サービス事業所等の協力を得ながら対応するものとする。

#### (4) 災害時要援護者対策班の整備

市は、災害発生時に災害時要援護者の安否情報の収集、ケア等を一元的に総合調整するため、福祉班を中心とした横断的な組織として災害時要援護者対策班を設置し、災害時要援護者の支援が行えるよう、その体制整備に努めるものとする。

### 2 社会福祉施設等における安全確保対策

#### (1) 社会福祉施設等における体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者が、施設の職員による、職員や入所者等を自らが守ろうという自発的な取組を促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう啓発する。

また、市は、社会福祉施設等の管理者が、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案の上、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう啓発する。

#### (2) 施設、設備等の安全強化

市は、社会福祉施設等の管理者が、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の維持・強化に努めるよう啓発する。

(3) 食料品等の備蓄

市は、社会福祉施設等の管理者が、武力攻撃災害時に備え、食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等を備蓄し、及び必要により井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう啓発する。

(4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

市は、社会福祉施設等の管理者が、職員、入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう啓発する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

市は、社会福祉施設等の管理者が、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう啓発する。

また、市は、社会福祉施設等の管理者が、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努めるよう啓発する。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

県は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、市町村等と連携の上、施設間のネットワーク形成に努めることとされている。

### 3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、学校等の園児、児童及び生徒の安全を確保するため、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう努める。

(1) 学校等における体制の整備

市は、学校等について、教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取組を促すほか、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう努める。

(2) 学校等における訓練

市は、学校等について、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう努める。

(3) 緊急体制の構築

市は、学校等について、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう努める。



## 第9章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や、大規模な化学工場ほか危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別の配慮を要するため、これらの施設を把握するとともに、市の管理する生活関連等施設の安全確保について、次のとおり定める。

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## 第10章 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である市として、次のとおり、予防対策について定める。

市は、その管理する公共施設、大規模集客施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、県及び県警察との連携を図るものとする。

## 第 1 1 章 物資及び資材の備蓄等

武力攻撃等の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

### 1 物資及び資材の備蓄、整備

#### (1) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、市地域防災計画で定められている備蓄品目等を踏まえ、備蓄、整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達・供給体制を整備する。

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (2) 県その他関係機関との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、県その他関係機関と密接な連携を図る。

また、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達・供給することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

### 3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第 1 2 章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民等がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うものとする。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活用しながら地域住民等への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民等がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民等への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民等に対し周知するよう努める。

市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の普及に努める。